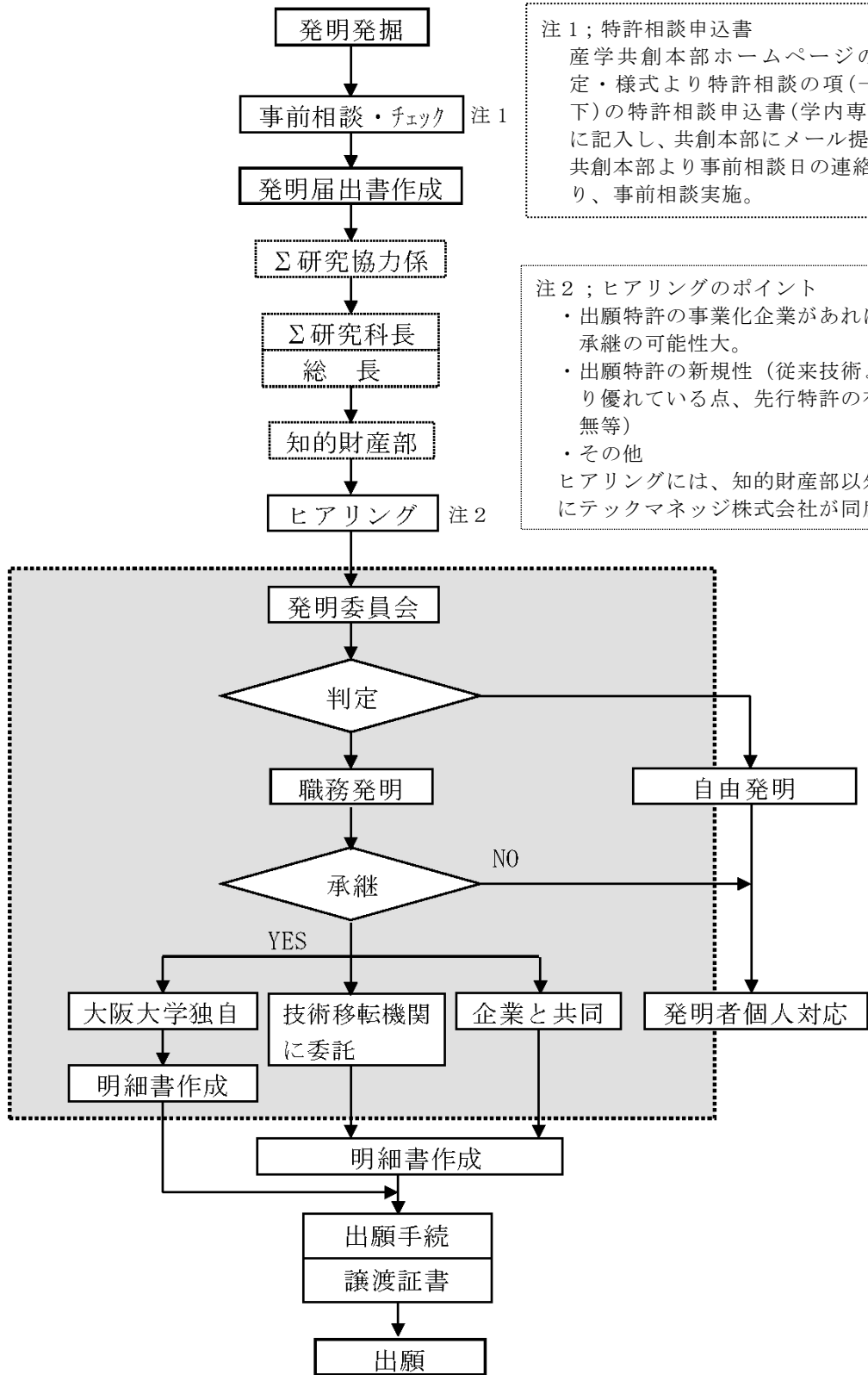


特許業務フロー



注1；特許相談申込書

産学共創本部ホームページの規定・様式より特許相談の項(一番下)の特許相談申込書(学内専用)に記入し、共創本部にメール提出。共創本部より事前相談日の連絡あり、事前相談実施。

注2；ヒアリングのポイント

- ・出願特許の事業化企業があれば、承継の可能性大。
- ・出願特許の新規性(従来技術より優れている点、先行特許の有無等)
- ・その他

ヒアリングには、知的財産部以外にテックマネッジ株式会社が同席。

参考；秘密保持契約の作成について

秘密保持契約は、産学共創本部ホームページの規定・様式より秘密保持契約の雛形がある。また、秘密保持契約の署名者については、上記ホームページのFAQ A25に記載されている。